

毎週火、金曜日発行(但し休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇ 告示

### 種畜の廃用

### 道路の位置指定

国民健康保険を行つてゐる町に対する条例変更認可

### 登録肥料の失効

### 豚移入禁止区域の解除

### 農地法に基く買収予定地等

### ◇ 教委告示

### 臨時教育委員会の開催

## 告 示

### 鳥取県告示第三百六十四号

次の種畜は廃用された。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県知事職務代理者

木

武

國面省略

### 証明書番号 名前 種類 返納理由 飼養者住所氏名

昭二八鳥取第一三号	梅幸	黒毛和種	沖繩輸出	鳥取県氣高郡大和村中村豊治
〃第二五号	登美	〃	種畜廃用	〃
				永本栄一鹿野町

### 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第八条の規定により次のとおり道路の位置を指定した。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鈴木

武

### 申請人の住所氏名

鳥取市東町 鳥取県知事職務代理者

一 指定場所	鳥取市栗谷町七六番地
一 道路の延長	三六、六メートル
一 道路の巾員	四メートル

木

武

## 鳥取県告示第三百六十六号

国民健康保険を行つてゐる次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第十六号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県知事職務代理者

國民健康保険を行つてゐる町  
気高郡浜村町 昭和二十八年八月八日

昭和二十八年八月一日 認可年月日

## 鳥取県告示第三百六十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基き次の肥料の登録は失効した。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県知事職務代理者

登録番号	肥料の名称	保証成 分量 (%)	生 産 業 者
		窒素全量 磷酸全量 カリ全量	氏名又は名称 住 所 及 び 所 在 地
鳥取県第三号	五、三菜種油粕	五、三二、四一、二	倉吉醤油株式会社 東伯郡倉吉町大字余戸谷三、一 社長 小川貞壽 五〇
"	"	五、三二、三一、三	金山正明 由良町大谷二、〇九九
"	四一号	五、三二、三一、三	杉本永造 八橋町徳万六三六ノ七
"	四三号	五、三二、三一、三	田中福藏 下中山村大字赤坂二四〇
"	五一号	五、四二、三一、三	龜井安藏 三朝村字山田七九九ノ三
"	五、四菜種油粕	五、四二、三一、三	龜井安藏 三朝村字山田七九九ノ三

"	五六号	五、三菜種油粕	五、三二、三一、三	上中山村農業協同組合	"	上中山村大字八重四九七
"	六五号	"	五、三二、三一、三	田中平治	"	西郷村伊木九一
"	八四号	"	五、三二、三一、三	見染喜太郎	八頭郡八東村大字岩淵二九六	
"	九一号	"	五、三二、三一、三	本田孟	日野郡八郷村丸山一九七ノ一	
"	九八号	"	五、三二、三一、三	船岡村農業協同組合	八頭郡船岡町大字船岡三一五ノ一 組合長 近藤正一	
"	一二二号	"	五、三二、三一、三	永見重信	西伯郡富益村二、八三七	
"	一二五号	"	五、三二、三一、三	松村武正	"	県村大字日下
"	一二八号	五、〇菜種油粕	五、〇二、〇一、〇	因幡製油有限会社	鳥取市新鑄物師町六八ノ一	
"	一三〇号	五、五菜種油粕	五、五二、三一、三	鳥取県立農産加工所 所長 中西秀夫	米子市旗ヶ崎五五九	

## 鳥取県告示第三百六十八号

昭和二十八年七月鳥取県告示第三百三十六号をもつて公

示した豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）による指定区域（島根県簸川郡）の指定を解除する。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 鈴木 武

## 鳥取県告示第三百六十九号

左記土地等を国が買收する予定であるので農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定

により公示する。

なお昭和二十八年十一月一日まで前記土地の形質を変更し立木を收去してはならない。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鈴木

武

### 第一号

#### 社灘手地区未墾地等の買収各筆調書

##### 一 土地の区域並びに土地以外のものの種類及び所在

東伯郡社村大字国府字大沢

一、〇四六 山林 煙 ○、〇九〇七 ○、〇九〇七

計

##### 二 土地の利用予定の概要

###### 農地とすべき土地

○、〇九〇七町歩

○、〇九〇七

### 第二号

#### 逢坂外四箇村地区未墾地等の買収各筆調書

##### 一 土地の区域並びに土地以外のものの種類及び所在

所 町 村 市 大 字 字 地 番	在 地 番	土		地		地		權利		權利	
		地 台帳 現況 目 面	番	地 現況 一面 積 台 帳 目 面	番	地 現況 一面 積 台 帳 買 收	種 類	樹 種 又 は 類	立木又は工作物 數 量	樹 種 又 は 類	立木又は工作物 數 量
西伯郡光徳村大字小竹字陣構	一、二九五ノ九	"	"	"	"	松	立木又は工作物 數 量	立木又は工作物 數 量	立木又は工作物 數 量	立木又は工作物 數 量	
同 同 所	一、二九五ノ五	"	"	"	"	四〇石					
同 同 所	一、二九六ノ三	"	"	"	"	七五石三六					
同 大字東坪字陣構	一、二九七ノ四	"	"	"	"	四〇石					
同 大字東坪字陣構	二、四六三ノ二九	"	"	"	"	一二〇石					
	計	"	"	"	"	九九石					
	附 帶 地	三七四石三六		三七四石三六		三七四石三六					

### 第三号

#### 宇田川村地区未墾地等の買収各筆調書

##### 一 土地の区域並びに土地以外のものの種類及び所在

西伯郡宇田川村大字  
福岡字岩ヶ谷

字池人谷

計

## 二 土地の利用予定の概要

農地とすべき土地

附 帯 地

道 路 敷 地

代 地

一、三五九 " " ○、一〇〇〇 ○、〇〇一九  
ノ五三町  
七四〇三

道路

## 第四号

## 米子市旧市地区未墾地等の買収各筆調書

## 一 土地の区域並びに土地以外のものの種類及び所在

所 在 地 番	土 地 面 積		地 積 收		權 利		立木又は工作物 數 量	摘 要
	台帳	現況	面	帳	買	積		
米子市陰田町 一、九二六	原野	原野	○、○一〇	○、○一〇	○、○一〇	○、○一〇	町	
" " " 一、九三二	山林	山林	○、三二〇三	○、二〇〇〇	○、三九一〇	○、一五〇〇		
" 東山町 一、一〇ノ二	" "	" "	○、〇三〇〇	○、〇三〇〇	○、〇三〇〇	○、〇三〇〇		

二 土地の利用予定の概要

農地とすべき土地 ○、五四一九町歩

計 ○、五四一九

二 土地の利用予定の概要

農地とすべき土地 ○、五四一九町歩

## 三 議題 学校定員と教職員退職勧誘について

## 鳥取県教育委員会告示第二十七号

臨時教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

二 場所 教育委員会議室

一日時 八月二十六日 午前十時半